

審 査 基 準

基準の名称	出願事項の変更の許可審査基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許認可等・処分の概要
公有水面埋立法	第13条ノ2 第1項	出願事項の変更の許可
基 準 の 内 容		
<p>公有水面埋立法（大正10年4月9日法律第57号）第13条ノ2第1項に規定する出願事項の変更の許可の審査基準については公有水面埋立法、公有水面埋立法施行令（大正11年4月8日勅令第194号）及び公有水面埋立法施行規則（昭和49年3月18日運輸・建設省令第1号）に定めがあるもののほか、次の1から4に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ免許をしない。また、5に掲げる場合は、却下する。</p> <p>また、免許に係る埋立区域以外の区域を新たに埋立区域とするときは、新規の免許が必要となる。</p> <p>なお、この基準において、「法」とは公有水面埋立法を、「令」とは公有水面埋立法施行令を、「則」とは公有水面埋立法施行規則をいうものとする。</p> <p>1 出願事項の変更許可の申請書等について（法第2条、則第1条、第2条及び第3条関係）</p> <p>(1) 埋立の理由等について</p> <p>①埋立てを必要とする理由及び埋立ての規模の算出根拠が確認できること。</p> <p>②工業用途の埋立てであって、立地予定業種が特定しているものについては、その生産規模が確認できること。</p> <p>(2) 埋立地の用途について（法第2条第2項第3号、則第1条及び別記様式第1関係）</p> <p>① 法第2条第2項第3号の埋立地の用途は、法第3条の規定による出願事項の縦覧及び地元市町村長の意見徴取、法第4条の規定による埋立免許基準、法第13条ノ2の規定による出願事項の変更並びに法第29条の規定による埋立地の用途変更の許可等の埋立地の用途に関する規定の趣旨を考慮して定めているため、なるべく具体的であること。</p> <p>② ①の場合において、埋立地の用途のうち工業用途については、③から⑤までによるほか、少なくとも、統計法の規定による日本標準産業分類のうち中分類によること。</p> <p>③ 工業用途のうち、石油製品製造業用地と、石炭製品製造業用地は区分するものとし、また、金属製品製造業用地及び機械器具製造業用地は併せて金属機械器具製造業用地とすることができるものであること。</p> <p>④ 工業用途のうち、中小企業工業団地造成のための埋立てで②により定め難いものについては、製造業用地として用途を定めることができるものであること。</p> <p>⑤ 主たる工業用地の関連工業用地は、主たる工業用地と同一の用途として取り扱うこと。</p> <p>(3) 環境保全に関し講じる措置を記載した図書について（則第3条第8号関係）</p> <p>「環境保全に関し講じる措置を記載した図書」とは、埋立て及び埋立地の用途に関する環境影響評価に関する資料を含む環境保全措置を記載した図書であること。</p> <p>2 出願事項の変更の許可基準について（法第4条第1項及び第2項、則第5条及び第6条関係）</p>		

審 査 基 準

- (1) 出願事項の変更許可基準の性格について
法第4条第1項各号の基準は、これらの基準に適合しないと許可することができない最小限度のものであり、これらの基準のすべてに適合している場合であっても許可の拒否はあり得るので、埋立ての必要性等他の要素も総合的に勘案して審査するものであること。
 - (2) 国土利用上適正かつ合理的なることについて（法第4条第1項第1号関係）
埋立てそのもの及び埋立地の用途が国土利用上適正かつ合理的であること。
 - (3) 環境保全の配慮について（法第4条第1項第2号関係）
埋立てそのものが水面の消滅、自然海岸線の変更、潮流等の変化、工事中の濁り等に関し、海域環境の保全、自然環境の保全、水産資源の保全等に十分配慮されたものであること。
 - (4) 公共施設の配置及び規模について（法第4条第1項第4号、則第5条関係）
 - ① 則第5条第2号の公園、緑地及び広場に関する技術的細目については、環境保全等の重要性にかんがみ、埋立てが新たに土地を形成するものである点を考慮し、また、埋立地の規模、用途、区画割及び周辺の状態を勘案して、全体として十分なオープンスペースが確保されたものであること。
 - ② 則第5条で規定する公共施設以外の公共施設についても、その配置及び規模が適正であること。
 - (5) 令第7条の法人の行う分譲を目的とする埋立てについて（法第4条第1項第5号、令第7条関係）
 - ① 分譲を目的とする埋立ての主体が限定されている趣旨にかんがみ、当該法人の事業活動の公共性、公益性、埋立地の処分方法等について審査する。
 - ② 土地の造成及び処分の業務の運営が、定款、協定等に基づき、資金計画、事業計画等の作成又は変更について、出資した国又は公共団体の許可、承認等を必要とすることとなっている等当該国又は公共団体の監督のもとになされることとなっていること。
- 3 設計の概要について（則第1条別記様式第1記4関係）
- (1) 則第1条別記様式第1記4「設計の概要」（3）の「埋立てに関する工事の施行方法」には、少なくとも、埋立工法、埋立てに用いる土砂等の種類及び埋立てに関する工事の施行順序が記載されていること。
 - (2) 則第1条別記様式第1記4「設計の概要」（4）の「公共施設の配置及び規模の概要」のうち公共施設の規模とは、公共施設の敷地面積の大きさの意味であること。
- 4 一般平面図及び海図について（則第2条第1号イ及びニ関係）
- (1) 「一般平面図」は、原則として国土地理院の刊行したものであること。
 - (2) 「海図」は、海上保安庁の刊行したものであること。
- 5 却下について（法第3条第1項ただし書関係）
- (1) 所定の図書が不足している等出願手続上瑕疵がある場合
 - (2) 免許基準に適合していないことが明白である場合

標準処理期間 60日（用途変更の場合については150日）